

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第148号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「京の食文化・流通戦略監」の右に「，住宅政策監」を加え，同表2の項中「こころの健康増進センター所長」の右に「，保健所参事」を加え，同表3の項中「，魚アラリサイクルセンター所長」を削り，「みどり管理事務所長」の右に「，みどり管理事務所次長」を加える。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)